

# 国民年金あっせん事例集

あっせん・非あっせん事案（中央委員会）の内訳

---

平成 20 年 10 月

総務省

年金記録確認中央第三者委員会 事務室

---

# あっせん事案等の内訳

## 1. あっせん・非あっせんの累計

254件（平成20年10月29日現在）

内	あっせん	172件
	非あっせん	82件

## 2. あっせんに至った事案の内訳

① 関連資料（確定申告書、家計簿等）が存在	51件
② 申立期間が12か月以内	49件
③ 申立期間以外はおおむね納付済	124件
④ 同居親族等は申立期間を納付済	46件
⑤ 事務処理ミス	50件
⑥ 納付申立金額の妥当性	54件

※ 複数の内訳に該当する事案あり

### 3. 非あっせんに至った事案の内訳

① 納付申立金額が相違	1 2 件
② 時効等により納付ができない期間の納付	4 1 件
③ 特例納付期間外の納付	1 2 件
④ 被保険者となれない期間の納付	4 件
⑤ 申立人の記憶が曖昧	3 3 件
⑥ 申立人が納付に関与していない	1 4 件

※ 複数の内訳に該当する事案あり

# あっせん事案等事例集

## 目次

	ペ	ー	ジ
1. あっせん			
① 現年度・過年度納付の有無	・ ・ ・	1	～ 3
② 特例納付	・ ・ ・	4	～ 5
③ その他	・ ・ ・	6	～ 6
2. 非あっせん			
① 現年度・過年度納付の有無	・ ・ ・	7	～ 9
② 特例納付	・ ・ ・	10	～ 11
③ その他	・ ・ ・	12	～ 13

## 国民年金あっせん事案等事例 「あっせん 現年度・過年度納付」－中央委員会－

事案番号	区分	分類	申立期間		関連資料	周 辺 事 情														判断の理由			
			数	月数		資料名	期間が12か月以内	期間以外はおむね納付済	同居親族の納付状況		事務処理ミス 内容	納付金額		時効等で納付不可	特例納付期間		被保険者となれない期間	記憶が曖昧	納付に未与		申立と齟齬する事情		その他 内容
									申立期間納付済	同日納付		内容	妥当		相違	内					外	内容	
7	あっせん	現年度・過年度	1	3	○	確定申告書	○	○	○	○	記録管理不備(夫)	○										<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者が税務署に提出した昭和54年、55年分の確定申告書控中に国民年金保険料の支払額が記載され、その額は夫婦2人で支払われるべき国民年金保険料の額と同一である。</li> <li>・申立人は、申立期間の3か月を除くすべての期間の保険料を納付している上、配偶者の申立期間については、社会保険事務所の被保険者台帳(特殊台帳)では未納となっているが、社会保険庁のオンライン記録では納付済みと記録されており、申立人についても、何らかの事務ミスがあったことが考えられる。</li> </ul>	
26	あっせん	現年度・過年度	1	9			○	○	○	○												<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で付されており、申立人は、9か月の申立期間以外(カラ期間は除く。)はすべて国民年金保険料を納付している。</li> <li>・申立人の申立期間について、夫の保険料は納付済みとなっている。</li> <li>・納付日の確認できる昭和62年4月から平成18年7月までの国民年金保険料は、いずれも夫婦が同一日に納付しているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。</li> </ul>	
27	あっせん	現年度・過年度	1	12	○	家計簿	○	○	○			○										<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人から提出のあった家計簿は、申立期間を含めて4年9か月分に及び、外見等から当時作成されたものと考えられる。この家計簿には、申立期間を含め、当時支払った国民年金保険料の金額の記載があり、それらの記載はすべて申立人及びその夫の国民年金保険料合計額に合致している。</li> <li>・昭和51年2月の婚姻以降、申立期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料について納付済み又は免除となっており、未納期間は存在しない。</li> <li>・夫については申立期間における国民年金保険料は納付済みとなっている。</li> </ul>	
57	あっせん	現年度・過年度	1	45							○	記録矛盾										<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人の被保険者台帳においては、申立期間の始期である昭和57年7月1日に任意加入へ種別変更となり、同日、資格喪失と訂正されているが、結婚した46年4月から任意加入となるべきであり、不自然な記録である。</li> <li>・申立人が保険料を納付していたとする婦人会が納付組織であり、かつ申立人がその会員であったことは、市役所に保管されている国民年金被保険者名簿等により確認できるとともに、婦人会における保険料の集金の実態についても当時の市役所職員の証言から申立てどおりであることが認められる。さらに、当時の婦人会員2名から申立人を含む婦人会の納付状況について聴取したところ、申立内容を裏付けるとともに、婦人会員の中で長期間未納があれば知らないはずはなく、申立人が申立期間に未納であったはずはない旨の証言が得られた。</li> <li>・申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間については保険料をすべて納付している。</li> </ul>	

事案番号	区分	分類	申立期間		関連資料	周 辺 事 情																判断の理由	
			数	月数		資料名	期間が12か月以内	期間以外はおおむね納付済	同居親族の納付状況		事務処理ミス 内容	納付金額		時効で納付不可	特例納付期間		被保険者となない期間	記憶曖昧	納付に未与	申立と齟齬する事情			その他 内容
									申立期間納付済	同一日納付		妥当	相違		内	外				内容	内容		
86	あっせん	現年度・過年度	1	20																			<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人がさかのぼって納付したと主張する金額は、申立期間の国民年金保険料の総額とおおむね一致している。</li> <li>・その国民年金保険料には、当時妻に給付された国民健康保険の一時金を充てたと主張しており、その当時居住していた自治体から確認したところ給付される金額は申立ての金額とほぼ一致し、申立内容に不合理な点は認められない。</li> <li>・申立人は、その後の国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。</li> </ul>
98	あっせん	現年度・過年度	1	31																			<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人の国民年金加入手続や国民年金保険料の納付状況についての申立内容は、①申立人が当時住んでいた自宅の住人(複数)の証言により、申立人に対して任意加入制度の内容や有用性について説明し、任意加入を勧めたことが確認できたこと、②これらの証言者は、申立期間当時、既に国民年金に任意加入していたこと、③申立人の夫が、確定申告書の提出の際に国民年金保険料の領収書を添付したことを記憶していることなどを踏まえると、不自然ではなく、基本的に信用できるものと考えられる。</li> <li>・申立人は、任意加入して以降、付加保険料を含め国民年金保険料をすべて納付しており、さらに、60歳以降も任意加入し付加保険料を含め納付しているなど、納付意識は高かったと考えられる。</li> </ul>
117	あっせん	現年度・過年度	1	98																			<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立期間については、申立人は、実家におり、保険料の納付については両親が行ってくれていたと主張するが、同じように両親が支払ってくれていたとする申立人の兄については、申立期間を含め国民年金保険料はすべて納付済みとされている。また、その母親についても、申立期間を含めすべて納付済みとされているとともに、母親は60歳になった後も国民年金に任意加入し国民年金保険料を支払っていたことが確認される。</li> <li>・申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。</li> <li>・申立人については、昭和43年に納付記録の進達が行われた記録が確認されることから、47年に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた可能性がある。</li> </ul>
125	あっせん	現年度・過年度	2	65																			<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人が所持する国民年金手帳の資格記録並びに社会保険事務所の被保険者台帳の資格記録及び納付記録は、複数の箇所が訂正されているが、その訂正理由は明確でなく、国民年金手帳と被保険者台帳の任意加入の資格喪失年月日が異なることなど、国民年金の記録管理に多くの過誤が認められる。</li> <li>・申立期間当時の隣人が、申立人は銀行で国民年金保険料を納付していたと証言していることや、申立人の娘が、申立人がけがをしたときに1年分の保険料の納付を依頼されたと証言していることなど、申立内容に不自然さは無く、基本的に信用できる。</li> </ul>

事 案 番 号	区 分	分 類	申 立 期 間		関 連 資 料	周 辺 事 情														判 断 の 理 由			
			数	月 数		資 料 名	期 間 が 12 か 月 以 内	期 間 以 外 は お お む ね 納 付 済	同 居 親 族 の 納 付 状 況		事 務 処 理 ミ ス  内 容	納 付 金 額		時 効 等 で 納 付 不 可	特 例 納 付 期 間		被 保 者 と な れ な い 期 間	記 憶 が 曖 昧	納 付 に 未 関 与		申 立 と 齟 齬 す る 事 情		其 他
									申 立 期 間 納 付 済	同 一 日 納 付		妥 当	相 違		内	外					内 容	内 容	
221	あっせん	現年度・過年度	1	49	○	国民年金手帳		○												○	手帳 保管 あり  証言 あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人は、申立期間についての国民年金への加入や納付の状況について具体的に主張しているが、昭和40年1月発行の市の広報誌には任意加入制度について紹介されているとともに、申立人が47年の引っ越し後に送付されてきたとする国民年金手帳には申立人は40年3月に任意加入したものと記録されているほか、申立人が居住していた市では、申立期間当時、国民年金手帳を市で保管していたことが確認されるとともに、申立人が記憶する納付金額も申立期間の国民年金保険料額に一致しているなど、申立人の主張に不合理な点は見受けられない。</li> <li>・申立人が所持する昭和43年9月発行の国民年金手帳では、40年3月に任意加入したとされている一方、47年4月発行の国民年金手帳では44年3月に任意加入したとされているなど、行政側の記録管理に不手際があったことがうかがわれる。</li> <li>・申立人の知人は、申立期間当時、申立人から国民年金に加入し国民年金保険料を納付していると聞いたことがあると証言しているほか、申立人は、申立期間以後の国民年金保険料をすべて納付している。</li> </ul>	
222	あっせん	現年度・過年度	1	68	○	国民年金手帳														○	納付書は定額と付加の合算額 証言あり 定額保険料納付済 手帳に付加申出記載あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人の所持する国民年金手帳には、昭和53年3月に付加年金に加入していることが記録されており、当時、申立人が居住する区においては、付加年金加入者に対しては、定額保険料と付加保険料の合計額を記載した納付書を発行していたことが確認できることから、申立人の納付記録において、定額保険料については納付済みとされ、付加保険料については未納とされているのは不自然である。</li> <li>・申立人は、申立期間以外に二つの期間についても付加年金に加入しているが、それらの期間については、付加保険料を含めた国民年金保険料をすべて納付している。</li> <li>・昭和53年3月に付加年金に加入し、付加年金を含めた国民年金保険料を納付している申立人の友人は、申立人に対し付加年金に加入するよう勧めたと証言している。</li> </ul>	



国民年金あっせん事案等事例 「あっせん 特例納付」－中央委員会－

事案番号	区分	分類	申立期間		関連資料	周 辺 事 情														判断の理由			
			数	月数		資料名	期間が12か月以内	期間以外はおおね納付済	同居親族の納付状況		事務処理ミス	納付金額		時効等で納付不可	特例納付期間		被保険者となれない期間	記憶が曖昧	納付に未与		申立と齟齬する事情	その他	
									申立期間納付済	同一日納付		内容	妥当		相違	内						外	内容
59	あっせん	特例納付	1	60	○ 確定申告書		○			○ 記録矛盾											<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人から提出された昭和49年分の確定申告書(控)には、申立人及びその妻の2人分の国民年金保険料の支払額が記載されており、その額は、申立人及びその妻について、当該年度の国民年金保険料額を大幅に上回る金額であり、申立人の主張するとおり、20歳にさかのぼり納付した国民年金保険料額の一部と考えるのが相当である。</li> <li>・社会保険庁の記録によれば、申立人の年金手帳の交付日は昭和50年3月24日とされている一方、昭和49年4月から12月までの分について申請免除とされており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。</li> <li>・申立人及びその妻は、申立期間後の33年間については、国民年金保険料をすべて納付している。</li> </ul>		
64	あっせん	特例納付	1	11	○ 葉書	○	○			○				○					○	証言あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人が特例納付をしたと主張する昭和53年7月頃は、特例納付できる期間であるとともに、申立人は、当時、市役所から送付された特例納付の実施を知らせるハガキを所持しており、集会所でハガキに記入されたとする金額は、特例納付による納付が可能であった金額と一致している。</li> <li>・当時、社会保険事務所と市役所の共催による年金相談が開催され、その時に特例納付分を含め保険料徴収が行われていたことが、当時の社会保険事務所及び市役所の職員の証言により確認できる。</li> <li>・申立人の申立期間以外の国民年金保険料は、すべて納付済みとされている。</li> </ul>		
74	あっせん	特例納付	2	36			○	○	○												<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間である約33年間、国民年金保険料をすべて納付している。</li> <li>・申立人の夫は、昭和36年4月以降、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の申立期間である36年4月から37年3月までの期間及び40年4月から42年3月までの期間については47年4月24日に特例納付している。</li> <li>・申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は夫婦連番で付されている上、納付日を確認できる昭和37年度から39年度までの期間及び42年度から53年度までの期間の国民年金保険料は、いずれも夫婦が同一日に納付しているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められる。</li> </ul>		

事 案 番 号	区 分	分 類	申立 期 間		関 連 資 料	周 辺 事 情														判 断 の 理 由			
			数	月 数		資 料 名	期 間 が 12 か 月 以 内	期 間 外 は お お ね 納 付 済	同 居 親 族 の 納 付 状 況		事 務 処 理 ミ ス	納 付 金 額		時 効 で 納 付 不 可	特 例 納 付 期 間		被 保 者 と な れ な い 期 間	記 憶 が 曖 昧	納 付 に 未 関 与		申 立 と 齟 齬 す る 事 情	そ の 他	
									申 立 期 間 納 付 済	同 一 日 納 付		内 容	妥 当		相 違	内						外	内 容
127	あっせん	特例納付	1	44			○	○			○			○						○	自治 体 関 与 納 付 場 所 あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人及びその夫の国民年金手帳の発行日及び47年度の第1期分の保険料の領収日は、申立人の夫が加入手続したと主張する昭和47年6月30日と一致し、同日は第1回目の特例納付の実施期間の最終日でもあることから、期限間際に加入手続したという申立内容とも一致する。また、納付したと申し立てている保険料の金額についても、未納となっていた夫婦二人分の保険料を一括納付した場合の金額とおおむね一致する。</li> <li>・納付した場所とされる市役所では、特例納付の保険料を窓口で預かり、納入者に代わって市役所職員が、金融機関等で払い込みを行っていたことが確認できるとともに、申立人の夫が詳細に記憶している窓口の場所についても、当時の庁舎内の窓口の位置と一致していることなどを踏まえると、全体を通じて申立人の主張に不合理な点は見られない。</li> <li>・申立人及びその夫は、それぞれの申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料をすべて納付しており、また、基本的に夫婦同一日に納付していることも確認できる。</li> </ul>	
247	一部 あっせん	特例納付	1	104	○ 備忘録		○				○			○						○	事 案 181 の 再 申 立 て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立期間を含む昭和42年5月から51年6月までの期間に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき平成20年2月29日付けで申立期間を除く昭和51年1月から同年6月までの期間の年金記録の訂正が必要である旨の総務大臣から社会保険庁長官へのあっせんが行われている。</li> <li>・しかしながら、新たに申立人から提出された備忘録には、昭和50年12月20日に支払った国民年金保険料の一部として母親から5万円をもらった旨の記載がなされており、同日以前に国民年金を納付したものと推測されること、特例納付によらない限りこのような金額が納付した金額の一部であるとは考え難い上、50年12月ごろは第2回目の特例納付が実施されていた時期であり、特例納付により納付したとする申立人の主張を裏付けるものとなっている。</li> <li>・申立人は当初の記録訂正を認めた期間を含む申立期間後の国民年金加入期間は保険料をすべて納付しているなど申立人の主張は基本的に信用でき、申立人は昭和50年12月ごろ、申立期間のうち制度上特例納付できない昭和48年4月から同年9月までの期間を除く期間の国民年金保険料相当額を納付していたと考えるのが合理的である。</li> <li>・しかしながら、申立人は昭和45年3月から46年7月までは厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。</li> </ul>	

国民年金あっせん事案等事例 「あっせん その他」－中央委員会－

事案番号	区分	分類	申立期間		関連資料 資料名	周 辺 事 情																判断の理由
			数	月数		期間が12か月以内	期間以外はおおね納付済	同居親族の納付状況		事務処理ミス 内容	納付金額		時効等で納付不可	特例納付期間		被保険となれない期間	記憶が曖昧	納付に未与	申立と齟齬する事情 内容	その他		
								申立期間納付済	同一日納付		妥当	相違		内	外					内容	内容	
35	あっせん	免除	1	12		○	○												○	免除 該当 要因 あり	・申立人の得意先であった会社は、申立人が主張するとおり、昭和57年7月に解散となっていたことなどが確認でき、免除申請を行ったとの申立人の主張を裏付けている。 ・申立人及びその配偶者は、昭和49年度以降、申立期間以外の国民年金保険料はすべて納付しており、夫婦そろって1年分のみ未納とされているのは不自然である。	
225	あっせん	免除	1	3	○ 免除承認 通知書					○ 記録 訂正 あり									○	市町村の記録は免除	・申立人は、昭和56年12月21日付けの56年4月から57年3月までの期間の免除承認通知書を所持し、平成18年に年金記録の確認をするまでは申立期間について未納とされていることは知らなかったと主張しているところ、社会保険庁の記録では、昭和56年当時、申立人は強制加入の被保険者として管理されるとともに、申立期間は免除期間となっていたことや、57年12月ごろに、申立期間が強制加入とならない期間であったことから、申立期間の免除が取り消され、未納へと記録が訂正されたことが確認される。一方、免除が取り消された場合は、被保険者に市町村を通じて通知することとなっており、通知を受けた市町村は当該通知に基づいて名簿の記録を訂正の上、通知書を発送していたところであるが、申立人が居住していた市町村の記録では、申立期間の記録訂正は行われておらず、免除と記録されたままであり、市町村と申立人には免除取消しの通知は行われていなかったものと認められる。 ・このため、申立人の免除に基づく年金給付に対する期待と信頼は、20年以上の長期間にわたり醸成されてきたと認められるところであり、申立期間が強制加入期間でなかったことを理由として、免除期間と認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。	

国民年金あっせん事案等事例 「非あっせん 現年度・過年度納付」 - 中央委員会 -

事案番号	区分	分類	申立期間		関連資料	周 辺 事 情																判断の理由	
			数	月数		資料名	期間が12か月以内	期間外はおおね納付済	同居親族の納付状況		事務処理ミス	納付金額		時効で納付不可	特例納付期間		被保険となれない期間	記憶が曖昧	納付に未与	申立と齟齬する事情	その他		
									申立期間納付済	同一日納付		内容	妥当		相違	内					外		内容
33	非あっせん	現年度・過年度	4	168	○	メモ 預金通帳													○	納付場所なし	○	長期未納あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人が、保険料を納付した際に集金人から受領した納付月や金額が記載された書面を自ら書き写したと主張する3枚のメモは、時効により納付できない過去の期間、国民年金の保険料を納付できない厚生年金加入期間及び納付できない将来の期間の保険料が納付されたこととなっているなど、不合理な点が多々あると言わざるを得ない。</li> <li>・保険料納付のために出金したと主張する預金通帳も、出金額は5万円単位で、金額自体からは保険料納付に充当されたとは推認できない上、預金通帳には、保険料の納付先たる社会保険事務所の名称であると申立人が主張する記載があるものの、その一部につき、当時は社会保険事務所が存在しなかった市の名称が記載されている。</li> <li>・申立期間の回数は4回、申立期間は合計14年と長期間に及んでいる上、申立人には申立期間以外にも10年以上の未納期間があり、配偶者にも14年以上の未納期間がある。</li> </ul>
54	非あっせん	現年度・過年度	1	42																	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。</li> <li>・申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。</li> </ul>	
129	非あっせん	現年度・過年度	1	32																	○	加入時期相違	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人は、昭和50年11月ごろに国民年金加入の手続をしたと主張しているが、申立期間前の厚生年金保険加入時に交付されたと認められる申立人が所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号は53年5月に市に払い出されたものであり、年金手帳における国民年金への加入日は53年7月と記載されている。また、申立人に他の手帳を所持していた記憶や、加入手続についての具体的な記憶は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。</li> <li>・申立期間の納付についても、申立人に具体的な記憶は無い。</li> </ul>
157	非あっせん	現年度・過年度	1	3																		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人は、昭和48年6月か7月ごろに夫が加入手続を行い、同年4月分から納付したと主張するが、社会保険庁の記録及び申立人が所持する年金手帳において、申立人は、48年7月に任意加入したものとされており、申立期間については未加入期間であったことから、国民年金保険料を納付することはできない。</li> <li>・申立人が所持する年金手帳の国民年金印紙検認記録欄及び国民年金印紙検認台紙欄には、申立期間である昭和48年4月から6月までについて、「不要」との押印がなされている。</li> <li>・申立人からの聴取においても、申立期間についての納付を裏付ける事情は見受けられない。</li> </ul>

事 案 番 号	区 分	分 類	申立期間		関 連 資 料	周 辺 事 情														判 断 の 理 由		
			数	月数		資 料 名	期 間 が 12 か 月 以 内	同 居 親 族 の 納 付 状 況		事 務 処 理 ミ ス  内 容	納 付 金 額		時 効 で 納 付 不 可	特 例 納 付 期 間		被 保 者 と な れ な い 期 間	記 憶 曖 昧	納 付 に 未 関 与	申 立 と 齟 齬 す る 事 情  内 容		そ の 他	
								申 立 期 間 納 付 済	同 一 日 納 付		妥 当	相 違		内	外						内 容	内 容
191	非あっせん	現年度・過年度	1	129	○ 国民年金帳													○ 付加納付申出日相違	○ 納付書は定額と付加の合算額 妻も同日加入	<p>・申立人は、昭和46年1月ごろに付加年金制度への加入手続きを行ったと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳の所得比例保険料を納付する者となる申出欄には、56年10月と印字されているとともに、社会保険庁及び市町村の記録においても、同月に付加年金制度に加入したとされている。</p> <p>・申立期間当時、申立人が居住していた市や区においては、定額保険料と付加保険料とは一つの納付書で合計額を納付する仕組みであったことが確認できることから、定額保険料と付加保険料を一緒に納付していながら、定額保険料については納付済みとなり、付加保険料については未納となることは考えにくい。</p> <p>・申立期間は10年9か月と長期にわたり、申立人の妻についても昭和56年10月から付加年金制度に加入したと記録されている。</p> <p>・申立人が、申立期間について付加保険料を納付していたことを示す資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間について、申立人の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。</p>		
248	非あっせん	現年度・過年度	1	36											○			○ 資格喪失により納付不可	<p>・社会保険庁の記録だけでなく、市の被保険者名簿にも昭和58年5月に申立人が資格を喪失したとの記録があり、同様に申立人の年金手帳にも58年5月の喪失の記載があることから、少なくとも行政側では申立人が資格を喪失したものと取り扱っていたものと考えられ、そうすると、58年5月以降は国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料の納付は行えなかったと考えられる。</p> <p>・一方、申立人は、国民年金をやめる理由は無く、その手続きをした記憶も無いとしているが、当時の納付方法や納付金額の記憶は曖昧(あいまい)である上、申立人の年金手帳は夫の勤務する会社で保管していたとすると、申立人の所持する年金手帳には国民年金に関する記載しか無く、夫の会社が預かるとは考え難い上、夫の会社も妻の年金手帳は預かっていないと回答しており、申立内容には不自然な点も見受けられる。</p> <p>・申立人が、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。</p>			

事案番号	区分	分類	申立期間		関連資料	周 辺 事 情														判断の理由			
			数	月数		資料名	期間が12か月以内	同居親族の納付状況		事務処理ミス	納付金額		時効で納付不可	特例納付期間		被保険者となれない期間	記憶曖昧	納付未与	申立と齟齬する事情		その他		
								申立期間納付済	同一日納付		内容	妥当		相違	内				外		内容	内容	
254	非あっせん	現年度・過年度	5	290														○	○	○	訂正不要通知済 新たな事情なし 事案134の再立て ・申立期間に係る申立てについては、申立人は、社会保険庁の記録上納付済みとなっている期間も、国民年金保険料の納付書が送付されるたびに、銀行で1年分を一括して前納していたと主張するが、納付済みとなっている期間について、前納した記録や、1年分を一括して納付した記録は無い上、納付していたとする金額も申立期間当時の国民年金保険料の金額と差異があるなど不合理な点がみられること、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成19年12月19日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。 ・申立人は、国民年金保険料の納付書が送付されるたびに、銀行で1年分を一括して前納しており、まして夫が納付済みの期間もあるのだから未納であるはずがないと主張するが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。		



国民年金あっせん事案等事例 「非あっせん 特例納付」 - 中央委員会 -

事案番号	区分	分類	申立期間		関連資料	周 辺 事 情														判断の理由			
			数	月数		資料名	期間が12か月以内	期間以外はおおむね納付済	同居親族の納付状況		事務処理ミス	納付金額		時効等で納付不可	特例納付期間		被保険者となれない期間	記憶が曖昧	納付に未関与		申立と齟齬する事情		その他
									申立期間納付済	同日納付		内容	妥当		相違	内					外	内容	
88	非あっせん	特例納付	1	70																		<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人の国民年金手帳の記号番号が昭和51年2月20日に払い出されていることから、この頃に加入手続が行われたと考えられるが、この時期は特例納付できる時期ではなかった。</li> <li>・申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、国民年金保険料を納付したとする時期、納付場所や納付金額が不明確であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。</li> <li>・申立期間は5年以上と長期間であるが、その申立期間には厚生年金保険加入期間も含まれている。</li> </ul>	
110	非あっせん	特例納付	1	119																		<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人は、昭和58年に申立期間である約10年間の未納分を一括納付したと主張するが、当時は、申立期間の保険料を納付することは時効によりできず、また、特例納付できる時期でもなかった。</li> <li>・申立人は、納付金額を一切記憶していないなど納付状況が不明確である上、申立人には申立期間のほかにも2回の未加入期間がある。</li> <li>・国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。</li> </ul>	
175	非あっせん	特例納付	5	33																		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括納付した時期及び一括納付するための資金についての申立人の供述は変遷しており、その記憶は明確でない。申立人は、自宅又は機械を売却した資金により一括納付したと主張しているが、仮に自宅を売却した資金で一括納付した場合には、自宅の所有権移転登記日は昭和56年7月と確認され、その時期は特例納付できない時期であるとともに、他方、仮に昭和55年ごろに機械を売却した資金で一括納付した場合には、納付したと主張する金額は実際に必要となる金額と大幅に異なるなど、その主張に不自然さが見られる。</li> <li>・一括納付したと主張する後の期間を含め複数の未納期間があるほか、申立人自身も集金人が来た際、支払いをしなかったこともあったとしている。</li> <li>・申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す資料(家計簿、確定申告書等)もなく、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。</li> </ul>	

事案番号	区分	分類	申立期間		関連資料	周 辺 事 情														判断の理由					
			数	月数		資料名	期間が12か月以内	期間以外はおおむね納付済	同居親族の納付状況		事務処理ミス	納付金額		時効等で納付不可	特例納付期間		被保険者となれない期間	記憶が曖昧	納付に未関与		申立と齟齬する事情		その他		
									申立期間納付済	同一日納付		内容	妥当		相違	内					外	内容		内容	
194	非あっせん	特例納付	1	84																					<p>○ 受給期間を満たす納付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人は、月に5万円ずつ1年間納付したと主張しており、社会保険庁の記録上、昭和54年4月から55年2月までの間に計7回特例納付されていることが確認できるが、申立期間について特例納付されていたことを示す記録は存しない。また、当時申立人が居住していた市の広報誌においては、特例納付制度に関して、受給に必要な最低の期間は25年であることが紹介されており、申立人については、60歳までに25年の受給資格期間を満たすよう、それに必要な期間として特例納付の記録のある期間を特例納付したものと考えられる。さらに、申立人が特例納付したと記憶する保険料額は、申立期間及び特例納付の記録のある期間をすべて特例納付した場合に必要な金額と異なっている。</li> <li>・申立人が申立期間についての国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。</li> </ul>



国民年金あっせん事案等事例 「非あっせん その他」－中央委員会－

事案番号	区分	分類	申立期間		関連資料	周 辺 事 情																判断の理由
			数	月数		資料名	期間が12か月以内	期間以外はおおね納付済	同居親族の納付状況		事務処理ミス	納付金額		時効で納付不可	特例納付期間		被保険者となれない期間	記憶が曖昧	納付に未与	申立と齟齬する事情	その他	
									申立期間納付済	同一日納付		内容	妥当		相違	内						
92	非あっせん	重複納付	1	3		○												○	納付場所相違	<p>・申立期間の国民年金保険料については、市町村の被保険者名簿、社会保険庁の記録及び申立人が所持していた領収証書のいずれにおいても昭和60年10月29日に過年度分として納付されたことが確認でき、これらと別に申立人が納付組織を通じて国民年金保険料を納付していた事実を確認できる資料が無い。</p> <p>・申立期間については、納付組織が記録していた「国民年金徴収台帳」及び当時集金人が保険料を領収したことを証する「国民年金印紙代金仮領収証」のいずれにおいても一緒に納付していたとされる夫の分については納付を確認できるものの、申立人の分については納付を確認することができず、ほかに申立期間の保険料を重複して納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。</p>		
162	非あっせん	3号期間中の納付	1	111														○	納付書未送付	<p>・申立人の第3号被保険者への切替えは、第3号被保険者制度発足により昭和61年4月1日に任意加入者から切替えになったほかの第3号被保険者と同日の61年4月17日に処理されており、この月に降に納付書が送付されていたとは考え難い。</p> <p>・申立人の記録は、平成7年7月に国民年金から厚生年金保険に切り替えられているが、申立人は国民年金の資格喪失手続を行った記憶が無いと述べているところ、当時国民年金の資格喪失を市役所で手続しなければ二重加入の状態になるため、仮に申立期間の第3号被保険者期間に納付書が送付されていたとすれば、厚生年金保険加入後も納付書が送付されていたことになるが、申立人は納付書が送付されたことや保険料を納付した記憶は無いと述べているなど、申立内容に不合理な点も見受けられる。</p> <p>・申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。</p>		

事 案 番 号	区 分	分 類	申立 期 間		関 連 資 料	周 辺 事 情														判 断 の 理 由		
			数	月 数		資 料 名	期 間 が 12 か 月 以 内	同 居 親 族 の 納 付 状 況		事 務 処 理 ミ ス	納 付 金 額		時 効 で 納 付 不 可	特 例 納 付 期 間		被 保 者 と な れ な い 期 間	記 憶 曖 昧	納 付 に 未 関 与	申 立 と 齟 齬 す る 事 情		そ の 他	
								申 立 期 間 納 付 済	同 一 日 納 付		内 容	妥 当		相 違	内						外	内 容
243	非 あ っ せ ん	免 除	1	12														○ 受 付 場 所 相 違  通 知 な し	○ 年 度 中 か ら 納 付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人は、区役所出張所で国民年金保険料の免除申請書を提出したと主張しているが、昭和58年当時、申立人が居住していた区役所出張所では国民年金保険料免除申請書の受付を行っていなかった。</li> <li>・国民年金保険料の免除申請がなされた場合は、その承認又は却下について申立人に通知する取扱いとなっているが、申立人は申請書を提出しただけで、通知はもらっていないとしているなど申立内容には不自然さがみられる。</li> <li>・申立期間後の昭和59年1月以降の保険料は納付済みとなっており、免除となっていないが、申立人が、年度途中である昭和58年12月までの期間の免除申請を行う合理的理由も見当たらない。</li> <li>・申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料も無く、申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。</li> </ul>		

(注) 「自治体関与」とは、過年度納付や特例納付に関して、例えば、納付書を記載して渡すなど、何らかの事務が行われていたことを示す。

# 脱退手当金あっせん事例集

あっせん・非あっせん事案（中央委員会）の内訳

---

平成 20 年 10 月

総務省

年金記録確認中央第三者委員会 事務室

---

# あっせん事案等の内訳

## 1. あっせん・非あっせんの累計

106件（平成20年10月29日現在）

内	あっせん	44件
	非あっせん	62件

## 2. あっせんに至った事案の内訳

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| ① 関連資料（被保険者証に「脱」表示無し等）が存在 | 8件  |
| ② 資格喪失後、長期間経過後の請求         | 19件 |
| ③ 一部期間のみ請求                | 15件 |
| ④ 支給時に国民年金加入              | 9件  |
| ⑤ 法定支給額と不一致               | 8件  |
| ⑥ 結婚後に旧姓で請求               | 7件  |



⑦ 記録に矛盾有り 15件

⑧ 申立内容を裏付ける事情（証言等）有り 20件

※ 複数の内訳に該当する事案あり

### 3. 非あっせんに至った事案の内訳

① 関連資料（支給決定通知書等）が存在	5 件
② 脱手相当額を含む退職金等の受領有り	1 件
③ 同僚の記録から支給の可能性を推認	1 6 件
④ 申立内容と齟齬する事情（証言等）有り	3 3 件
⑤ 支給時の記憶が曖昧	1 2 件

※ 複数の内訳に該当する事案あり

# あっせん事案等事例集（抜粋）

## 目次

		ペ	ー	ジ
1. あっせん	・・・	1	～	3
2. 非あっせん	・・・	1	～	3





事案番号	区分	申立期間	受付委員会	あっせん等年月日	申立期間		支給決定時期(喪失後)	関連資料		周辺事情							判断の理由		
					数	月数		資料名	長期間経過後の請求	一部期間のみ請求	支給時国年加入	法定支給額と不一致	結婚後の旧姓による請求	記録の矛盾	申立てと齟齬する事情	その他			
														内容	内容	内容		内容	
180	あっせん	S36.4.1~39.2.16	東京	20.6.30	1	34	4年半		○										<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4年6か月後の昭和43年8月21日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。</li> <li>・申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和39年6月27日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。</li> </ul>
196	あっせん	S33.4.17~33.10.26 S33.11.21~38.10.18	東京	20.7.15	2	6 59	3か月	○	被保険者証に「脱」表示無し										<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、その表示が無く、申立期間②の事業所の被保険者名簿中、社会保険庁の記録において脱退手当金の支給が確認できる8名のうち7名には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるが、申立人には「脱」の表示が無い。</li> <li>・当該被保険者名簿の申立人の氏名は、昭和38年8月に旧姓から新姓へ変更処理されたことが確認できるが、被保険者台帳記号番号払出簿と厚生年金保険被保険者証の氏名は変更されておらず、かつ、生年月日については、当該被保険者名簿を含めいずれも誤っているなど、脱退手当金が支給されるまでの一連の事務処理が適正になされたものとは考え難い。</li> </ul>
218	あっせん	S26.3.1~34.8.2	東京	20.8.26	1	101	4か月												<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人の厚生年金保険に係る被保険者台帳、被保険者名簿、被保険者台帳記号番号払出簿及びオンライン記録の性別は、いずれも男性と記録されており、申立人の年金記録の記録管理が適切に行われていたとは認め難い上、支給決定された当時の制度では男性であれば受給権が発生しないことから、適正な事務処理が行われたとは言えない。</li> <li>・申立人の被保険者名簿及び被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和34年7月7日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。</li> </ul>
227	あっせん	S38.4.1~41.5.1	東京	20.9.9	1	37	5年		○										<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5年後の昭和46年5月21日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。</li> <li>・申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い上、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と292円相違している。</li> </ul>

事案番号	区分	申立期間	受付委員会	あっせん等年月日	申立期間		支給決定時期(喪失後)	関連資料	周辺事情							判断の理由		
					数	月数			資料名	長期経過後の請求	一部期間のみ請求 内容	支給時 年加入	法定 支給 額と不 一致	結婚 後の 旧姓 による 請求	記録の矛盾 内容		申立てと齟齬する事情 内容	その他 内容
255	あっせん	S25.7.1~ 30.1.11 S31.7.24~ 37.9.26	東京	20.10.15	2	54 74	2か月			○ 申立期間と同一の被保険者記号番号で管理されながら未支給は不自然	○	○					<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間にある被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と2回にわたる申立期間は同一事業所であり、同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。</li> <li>・申立人は申立期間の事業所を退職後、間もなくして出国しているが、帰国した数年後には、それまで納付していなかった国民年金保険料をさかのぼって申立期間直後まですべて特例納付していることを踏まえると、申立人は申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたことがうかがわれる上、支給されたとする額は、法定支給額と325円相違している。</li> </ul>	

脱退手当金あっせん事案等事例 「非あっせん」－中央委員会－

事案番号	区分	申立期間	受付委員会	あっせん等年月日	申立期間		支給決定時期(喪失後)	○	関連資料		周辺事情							判断の理由			
					数	月数			資料名	長期経過後の請求	一部期間のみ請求	給付国年加入	法定支給額と不一致	結婚後の旧姓による請求	記録の矛盾	申立てと齟齬する事情	その他				
																			内容	内容	内容
145	非あっせん	S40.5.1～45.9.21	東京	20.5.12	1	64	1か月	○	脱退手当金支給決定通知書												<ul style="list-style-type: none"> <li>「厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書」は、脱退手当金の支給を決定した際に請求人に通知されるものであるが、申立人は当該通知書を所持しており、これが申立人に送付されたにもかかわらず、申立人が社会保険事務所に問い合わせもしなかったことを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。</li> <li>申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱 S (社会保険事務所名)」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和45年10月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。</li> </ul>
146	非あっせん	S32.4.1～37.5.23 S39.5.2～41.1.1 S41.2.1～42.3.21	東京	20.5.12	3	①61 ②20 ③13	①2か月 ②4か月	○													<ul style="list-style-type: none"> <li>申立期間の脱退手当金は2回にわたり支給された記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるというのは考え難い。</li> <li>申立人は、昭和37年5月に退職した事業所から約2か月後に退職金、給与及び賞与と考えられる現金書留が送付されたことと記憶しているところ、申立人が現金書留を受け取った時期は、昭和37年7月の申立期間①についての脱退手当金の支給決定日とほぼ同時期であることや、その金額についても、当時の勤務先の退職手当規定や標準報酬等級を基に推計される退職金、給与及び賞与に脱退手当金を加えた金額と大きく相違しないことから、脱退手当金が含まれていたものと考えるのが自然である。</li> <li>申立期間②及び③については、申立人から聴取しても脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。</li> <li>申立期間の脱退手当金は、いずれも支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和37年7月16日及び約4か月後の42年7月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。</li> </ul>
176	非あっせん	S34.4.1～42.1.11	東京	20.6.24	1	93	3か月	○													<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者名簿で申立人の資格喪失日前後2年以内の喪失者20名中16名は、約2～6か月後の退職間もないころ支給決定されており代理請求と考えられる</li> <li>受給した記憶が無いとの申立てのみで退職時の手続や退職金受給の有無等の記憶が明らかでない</li> <li>申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和42年1月の前後約2年に資格喪失した者20名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、16名について資格喪失日の約2か月から6か月後に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないころとなることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。</li> <li>申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和42年4月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。</li> <li>申立人は申立期間の事業所を退職した際の手続や退職金受給の有無などについての記憶が明らかではないなど、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。</li> </ul>
184	非あっせん	S41.3.15～44.10.21	東京	20.6.30	1	43	1年8か月	○													<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、旧姓から新姓に変更されており、備考欄には「46.6.1」との記載があることから、このころ氏名変更の処理が行われたと考えられ、申立期間の脱退手当金は昭和46年6月8日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えられるのが自然である。</li> <li>申立人の被保険者名簿には「脱」の表示に丸印が付されており、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。</li> <li>申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。</li> </ul>

事案番号	区分	申立期間	受付委員会	あっせん等年月日	申立期間		支給決定時期(喪失後)	関連資料		周辺事情							判断の理由	
					数	月数		資料名	長期経過後の請求	一部期間のみ請求	給付年加入	法定支給と不一致	結婚後の旧姓による請求	記録の矛盾	申立てと齟齬する事情	その他		
																		内容
186	非あっせん	S37.1.4～37.4.1 S37.10.22～38.3.31 S38.11.15～44.6.11	東京	20.6.30	3	5 66	3か月											<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人は昭和44年6月の退職後に、申立人の国民年金の加入手続をしてくれた夫が義父から一時金の支給を受けている旨を知らされたにもかかわらず、当時申立人が社会保険事務所に問い合わせもしていないことを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。</li> <li>・申立人が勤務していた事業所の被保険者原票により、申立人の厚生年金保険資格喪失日後5年以内に資格喪失した女性5名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、資格喪失日の約2か月から3か月後に脱退手当金の支給決定がなされているほか、当時退職する女性のほとんどが事業所から脱退手当金の説明を受け、脱退手当金の請求手続は事業所が代行してくれ受給していたと申立人の同僚が証言していることなどを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。</li> <li>・申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和44年9月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。</li> <li>・申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。</li> </ul>
207	非あっせん	S30.6.1～33.11.16	東京	20.7.29	1	41	4か月	○ 被保険者証に「脱」表示有り										<ul style="list-style-type: none"> <li>・当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金被保険者証には、当該表示が確認できる上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。</li> <li>・申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和34年2月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。</li> <li>・申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。</li> </ul>
212	非あっせん	S27.11.1～29.3.11 S30.3.23～39.2.21	東京	20.8.5	2	16 107	1年6か月											<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、事業所を退職した約1年2か月後の昭和40年4月に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は40年8月11日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。</li> <li>・申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。</li> <li>・申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を支給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。</li> </ul>
239	非あっせん	S29.4.19～33.1.19	東京	20.9.17	1	45	3か月											<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性59名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、58名について資格喪失日の約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。</li> <li>・申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和33年4月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。</li> <li>・申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。</li> </ul>



事案番号	区分	申立期間	受付委員会	あっせん等年月日	申立期間		支給決定時期(喪失後)	関連資料	周辺事情							判断の理由				
					数	月数			資料名	長期経過後の請求	一部期間のみ請求	給付年加入	法定支給額と不一致	結婚後の旧姓による請求	記録の矛盾		申立てと齟齬する事情	その他		
																			内容	内容
256	非あっせん	S37.10.1~41.7.21	東京	20.10.15	1	45	2か月	○ 事業所保管の「給付金その他申請届出事項」に脱退手当金請求手続を示す記載有り											○ 共済組合からの退職一時金の受給は無いとの主張だが、共済組合保管の書類からは支給がうかがえ、脱退手当金との双方が意思に反して請求されたとは考え難い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立てに係る事業所が保存していた「給付金その他申請届出事項」には、資格喪失届とともに脱退手当金の請求手続をしたことを示す記載があり、事業所を経由して脱退手当金の手続をしたことがうかがわれる。</li> <li>・申立人は申立期間後に加入した公立学校共済組合から退職一時金を支給されたこととなっているが、申立人は退職一時金も受給した記憶は無いと主張しているところ、当該共済組合の当時の書類から、支給額、支給方法及び送金先口座等が確認できるなど、退職一時金の支給を疑わせる事情も見当たらないことを踏まえ、退職一時金と脱退手当金の双方が申立人の意思に反して請求されるというのは考え難い。</li> <li>・申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和41年9月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。</li> </ul>
261	非あっせん	S32.3.23~39.7.21 S39.7.25~43.4.11	東京	20.10.15	2	88 45	4か月											○ 事業主及び同時期に退職し受給した同僚から代理請求の事実に係る証言有り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立期間②に係る事業所は、当時退職者のうち脱退手当金の受給希望者については事業主による代理請求を行っており、申立人についても受給を希望したため代理請求を行ったと回答しているところ、申立人と同時期に退職し受給記録が存する女性は、事業所を通じて脱退手当金を受領したと供述しており、その手続も当該事業所の当時の経理事務担当者から聴取した手続と一致することを踏まえれば、当該事業所の回答は信用でき、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。</li> <li>・申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和43年8月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。</li> <li>・申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。</li> </ul>	

# 厚生年金あっせん事例集

あっせん・非あっせん事案（中央委員会）の内訳

---

平成 20 年 10 月

総務省

年金記録確認中央第三者委員会 事務室

---

# あっせん事案等の内訳

## 1. あっせん・非あっせんの累計

173件（平成20年10月14日現在）

内 あっせん 123件

〔 厚生年金保険法によるあっせん 35件  
厚生年金特例法によるあっせん 91件 〕

※ 複数の内訳に該当する事案あり

非あっせん 50件



## 2. あっせんに至った事案の内訳（厚生年金保険法）

①	事業所全喪後に遡及して標準報酬月額又は資格喪失日に係る記録訂正を行う等の社会保険事務所の処理が不合理とされたもの	7件
②	遡及して資格取得日等に係る記録訂正を行う社会保険事務所の処理が不合理とされたもの	9件
③	申立人に係る社会保険事務所の記録から、社会保険事務所が処理を誤ったと認められたもの	5件
④	同僚の年金記録の状況から、事業主が申立てに係る資格喪失等の届出を行ったことが認められたもの	—
⑤	申立人に係る厚生年金基金の記録から、事業主が申立てに係る資格喪失等の届出を行っていたと認められたもの	8件
⑥	申立人に係る事業主保管の関連資料から、事業主が申立てに係る資格喪失等の届出を行っていたと認められたもの	1件
⑦	申立人保管の関連資料から、事業主が申立てに係る資格喪失等の届出等を行ったことが認められたもの	1件
⑧	事業所における社会保険関係事務の状況から、事業主が申立てに係る資格喪失等の届出を行ったことが認められたもの	—
⑨	「基礎年金番号未統合の被保険者記録」等が確認されたもの	1件
⑩	その他	3件

### 3. あっせんに至った事案の内訳（厚生年金特例法）

①	給与明細等から保険料控除が認められるもの	・・・・・・・・・・・・・・・・	44件
②	その他関連資料及び周辺事情から保険料控除が認められたもの	・・・・・・・・	48件
③	転勤に係るもの	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41件

※ 複数の内訳に該当する事案あり

#### 4. 非あっせんに至った事案の内訳

①	保険料控除に係る関連資料及び周辺事情が無いもの	・・・・・・・・	24件
②	関連資料（給与明細等）及び周辺事情（事業主の証言等） から保険料控除が無いと認められるもの	・・・・・・・・	26件
③	厚生年金保険の被保険者に該当しないもの	・・・・・・・・	4件

※ 複数の内訳に該当する事案あり

# あっせん事案等事例集

## 目次

### 1. あっせん

#### (1) 厚生年金保険法

ページ

##### ① 一部期間相違

a) 取得日	.....	1	～	1
b) 喪失日	.....	1	～	1
c) 転勤	.....	1	～	1

② 全部記録なし	.....	1	～	2
----------	-------	---	---	---

③ 標準報酬相違	.....	2	～	3
----------	-------	---	---	---

#### (2) 厚生年金特例法

##### ① 一部期間相違

a) 取得日	.....	4	～	4
b) 転勤	.....	4	～	4
c) 空白期間	.....	4	～	4

② 全部記録なし . . . . . 4 ～ 6

③ 標準報酬相違 . . . . . 6 ～ 6

2. 非あつせん

① 一部期間相違

a) 取得日 . . . . . 7 ～ 7

b) 空白期間 . . . . . 7 ～ 7

② 全部記録なし . . . . . 7 ～ 7

③ 適用事業所なし . . . . . 8 ～ 8

④ 複数の分類に該当 . . . . . 8 ～ 8

**厚生年金・あっせん事案の概要(厚生年金保険法) -中央厚年-**

事案番号	区分	分類	申立期間	関連資料					周辺事情			事案の内訳	判断の理由		
				給与明細・賃金台帳	源泉徴収票	厚生年金基金保の記録	雇用保険	資格得確認書	その他	人事記録・在職証明書	社労士の被保険者台帳			その他	
1	あっせん	一部期間相違(取得日)	昭38.3.23 ~昭39.3.1	○	-	-	-	-	-	・赴任の心得(職安発行:赴任日記載)	-	-	-	②	・申立人の資格取得年月日については、社会保険事務所の記号番号払出簿において昭和38年3月23日となっていることが認められ、被保険者原票において、同日から39年3月1日に訂正された記載がある。かかる訂正を行う合理的な理由は見当たらない。
2	あっせん	一部期間相違(喪失日)	昭47.9.30 ~昭47.10.1	-	-	○	-	-	-	-	-	-	・退職日に係る事業主回答	⑤	・事業主の回答により昭和47年9月30日に退職していることが確認できる。 ・申立人の厚生年金基金加入員証には、加入員資格喪失年月日が昭和47年10月1日と記載されている。 ・他の被保険者のうち、月末で退職した者又は月初の転勤があった者84人についてみると、被保険者期間の欠落の事例は確認できない。
22	あっせん	一部期間相違(喪失日)	昭54.3.31 ~昭55.4.11	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	①	・申立人と同じく、資格喪失日が昭和54年3月31日であり、55年5月16日に健康保険被保険者証を返還した記録がある同僚について、54年10月の標準報酬月額額の定時決定の記録があることから、申立人と併せて55年5月ごろに資格喪失手続がさかのぼって行われたと判断される。かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。
135	あっせん	一部期間相違(喪失日)	昭42.9.30 ~昭43.4末日ごろ	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	①	・雇用保険の記録により、昭和43年4月22日まで勤務していたことが認められる。 ・社会保険事務所の記録では、42年9月30日に適用事業所でなくなった旨の処理がされているが、同日に資格を喪失している者の記録の中には、同日以降の異なる日付で資格喪失した記録を遡って、同日に訂正されているものが多数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。
21	あっせん	一部期間相違(転勤)	昭51.3.16 ~昭51.4.1	○	-	○	○	-	-	-	○	-	-	⑤	・給与明細書、健康保険組合による証明及び雇用保険の記録から継続勤務等が認められる。 ・資格取得年月日について、厚生年金基金の記録では昭和51年3月16日と記載されている。
24	あっせん	全部記録なし	昭45.12.3 ~昭47.3.21	-	-	○	-	-	-	・企業年金連合会の回答書	-	-	-	⑤	・企業年金連合会の回答により、厚生年金基金加入員として、A社において昭和45年12月3日に資格を取得し、47年3月21日に資格を喪失したことが確認できる。 ・社会保険事務所の記録では、A社において昭和45年12月3日に被保険者資格を取得した2名の被保険者原票の次の整理番号の被保険者原票が確認できない。
32	あっせん	全部記録なし	昭48.5.8 ~昭50.8.1	-	-	-	○	-	-	-	-	-	・母子手帳	⑩	・社会保険庁の記録では、母子手帳に書き留められた健康保険の記号番号は、ほかの者(A氏)の記号番号となっているが、当該記号番号により確認できる事業所及び被保険者期間は、申立人の申立内容と一致しており、また、当該記号番号に係る社会保険事務所の被保険者原票は確認できない。 ・A氏は申立人が以前に勤務した別の事業所において、申立人と一番違いで被保険者台帳の記号番号を払い出された者であり、A氏は、申立期間には、当該事業所が存在する県には居住していなかったことが確認できる。 ・以上から、上記記号番号に係る被保険者記録は、申立人のものであったところ、社会保険庁における処理の中で、A氏の記録に混同されたものと考えられる。

(注)○表記は、保険料控除又は勤務実態に関する積極的事情であることを表す。

**厚生年金・あっせん事案の概要(厚生年金保険法) -中央厚年-**

事案番号	区分	分類	申立期間	関連資料					周辺事情			事案の内訳	判断の理由	
				給与明細・賃金台帳	源泉徴収票	厚生年金基金保の記録	雇用保険	資格得喪確認通知書	その他	人事記録・在職証明書	社労士の被保険者台帳			その他
155	あっせん	全部記録なし	昭17.6.1 ～昭20.8.30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	③	<p>・申立人は、被保険者名簿において、昭和17年4月1日以前に資格を取得したことが認められるが、同名簿の「労働者年金保険ノ記号番号」が空欄であるため、健康保険の被保険者であったことのみ確認できる。</p> <p>・申立人は、発動機の製造に従事していたとしており、当該被保険者名簿では、肉体的労働は行わずに管理事務に従事する職員には、甲種と記載されているにもかかわらず、申立人の記録には当該記載が無いことから、申立人は、被保険者資格取得時から労働者年金保険法の被保険者であったと推認できる。</p> <p>・申立人は、昭和18年3月ころから終戦まで出征していたとしており、当該被保険者名簿では、他の被保険者の記録に「戦死」との記載があり、また、申立人についても「坑内夫其ノ他」欄に健康保険の給付制限開始の日付が記載されていることから、徴集又は召集されていた期間においても当該事業所において使用される者として労働者年金保険及び健康保険の被保険者資格を有していたと認められる。さらに、申立人については、当該被保険者名簿において「資格喪失年月日及受理番号」欄が空欄となっているが、同欄が空欄となっている他の被保険者については、社会保険庁のオンラインシステムにおいて適用事業所でなくなった昭和20年8月30日に資格を喪失したと記録されていることから、申立人の資格喪失日は同日であると推認できる。</p> <p>・当該被保険者名簿では、厚生年金保険と健康保険の被保険者の適用範囲が一致する昭和19年6月以降に資格を取得した者についても厚生年金保険の記号番号が記載されていない記録があり、また、申立人についても、甲種との記載が無いにもかかわらず、「労働者年金保険ノ記号番号」が記載されていないといった矛盾があることから、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったと認められる。</p>
246	あっせん	全部記録なし	昭42.9.1 ～昭45.4.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	⑨	<p>・昭和42年9月1日から同年10月1日までの期間及び同年10月5日から43年8月5日までの期間については、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が42年9月1日から同年10月1日までの期間はB社に、同年10月5日から43年8月5日までの期間はC社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。</p> <p>・昭和43年8月5日から45年4月1日までの期間については、特例法によりあっせん。</p>
3	あっせん	標準報酬相違	平5.1.1 ～平6.1.21	○	-	○	-	-	-	-	-	-	①	<p>・社会保険事務所の記録においては、当初、申立期間の標準報酬月額を53万円と記録していたところ、適用事業所に該当しなくなった日(平成6年2月1日)の後の同年4月7日付で、平成5年1月1日に遡及して20万円に引き下げている。かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。</p>
18	あっせん	標準報酬相違	㉑昭46.10 ～昭47.7 ㉒昭51.8 ～昭51.9	-	-	○	-	-	-	-	-	-	⑤	<p>・厚生年金基金の記録により申立てどおりの標準報酬月額が確認でき、当時から厚生年金保険と同基金の届出様式は複写式であったとの証言が得られている。</p> <p>・申立てに係る事業所では、当時40歳以下の他の被保険者の標準報酬月額は、同年にすべて増額されているにもかかわらず、申立人の標準報酬月額だけは前年と同額で定時決定されていること等から基金の記録が事実と則したものであると推定できる。</p>

(注)○表記は、保険料控除又は勤務実態に関する積極的事情であることを表す。

**厚生年金・あっせん事案の概要(厚生年金保険法) -中央厚年-**

事案番号	区分	分類	申立期間	関連資料						周辺事情			事案の内訳	判断の理由
				給与明細・賃金台帳	源泉徴収票	厚生年金基金・健保の記録	雇用保険	資格得喪確認通知書	その他	人事記録・在職証明書	社労士の被保険者台帳	その他		
29	あっせん	標準報酬相違	平7.2.1 ～平12.9.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険事務所の記録においては、A社が適用事業所に該当しなくなった平成12年11月1日の後の同年12月6日付けで、標準報酬月額を遡及して59万円から9万2,000円に引き下げている。</li> <li>・申立人が平成12年12月7日に社会保険事務所を訪れ、標準報酬月額の見直しを行った旨の社会保険事務所の記録が残っているが、申立人は当時そのようなことはないとしており、また、実際の記録訂正日はその前日の12月6日であり、社会保険事務所の記録には矛盾がある。かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。</li> </ul>
86	あっせん	標準報酬相違	㉑平3.7.1 ～平5.1.26 ㉒平6.7.1 ～平7.2.21	○ (㉑の期間)	-	-	-	-	-	-	-	-	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・㉑については、給与支払明細書から、申立ての標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。</li> <li>・社会保険事務所の記録においては、当初、申立て標準報酬月額が記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日(平成5年2月28日)の後の同年3月8日付けで、3年7月1日に遡及して標準報酬月額を引き下げている。</li> <li>・㉒については、社会保険事務所の記録においては、当初、申立ての標準報酬月額を記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日(平成7年6月2日)の後の同年7月26日付けで、6年7月1日から同年10月31日までの標準報酬月額を遡及して引き下げている。かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。</li> </ul>

(注)○表記は、保険料控除又は勤務実態に関する積極的事情であることを表す。



**厚生年金・あっせん事案の概要(厚生年金特例法) -中央厚年-**

事案番号	区分	分類	申立期間	関連資料					周辺事情		保険料納付義務		事案の内訳	判断の理由
				給与明細・賃金台帳	源泉徴収票	厚生年金基金・健保の記録	雇用保険	資格得喪通知書	その他	人事記録・在職証明書	その他	事業主回答		
53	あっせん	一部期間相違(取得日)	㉑昭44.6.2 ～昭44.7.1 ㉒昭44.8.31 ～昭44.9.1	-	-	-	㉑○ ㉒×	-	-	-	△	㉑△	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険の記録及び当時から雇用保険と厚生年金保険に同時加入させているとの事業主回答から、㉑について保険料控除が認められる。</li> <li>・事業主の保険料納付義務の履行は、確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない認められる。</li> <li>・雇用保険の記録等から、㉒については、勤務及び保険料控除を認めることができない。</li> </ul>
66	あっせん	一部期間相違(取得日)	昭55.4.11 ～昭56.3.26	○	-	-	-	-	-	○	○	×	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与支給明細書及び人事記録から、保険料控除が認められる。</li> <li>・事業主の保険料納付義務の履行は、資格の取得及び喪失に係る届出並びに標準報酬月額に係る届出のいずれの機会においても社会保険事務所が処理を誤るとは考え難いことから、行っていないと認められる。</li> </ul>
42	あっせん	一部期間相違(転勤)	昭45.4.16 ～昭45.5.1	-	-	-	○	-	-	○	△	△	② ③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事記録等及び雇用保険の記録から、保険料控除が認められる。</li> <li>・事業主の保険料納付義務の履行は、確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない認められる。</li> </ul>
87	あっせん	一部期間相違(転勤)	昭51.6.15 ～昭51.10.21	○	-	-	○	-	-	○	○	△	① ③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与明細書、在籍証明書及び雇用保険の記録から、保険料控除が認められる。</li> <li>・事業主の保険料納付義務の履行は、確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない認められる。</li> </ul>
99	あっせん	一部期間相違(喪失日)	昭34.6.15 ～昭35.2.16	-	-	-	-	-	-	-	-	×	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭34年秋に撮影されたと認められる集合写真に、同年11月25日まで厚生年金の加入記録がある同僚とともに申立人が写っていること、また、申立人の転職の際の事実経過の説明が具体性があり、かつ、別会社において35年3月1日に資格取得の届出がなされていることとも符合し信憑性も認められることから、同年2月15日まで当該事業所に勤務していたことが認められる。</li> <li>・当時、従業員の採用や退職等も担当していた現場責任者は、原則として従業員の給与から社会保険料が控除されていたとし、かつ、申立人の勤務形態に変更は無く、一貫して坑内作業をしていたとしていることから、保険料控除が認められる。</li> <li>・事業主の保険料納付義務の履行は、算定基礎届や資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、行っていないと認められる。</li> </ul>
188	あっせん	一部期間相違(空白期間)	昭41.3.1 ～昭41.12.1	-	-	-	-	-	-	-	-	×	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務期間中に被保険者としての記録がされていない期間があるとの申立てであるが、申立人と共に働き、同様に臨時雇用員であった複数の同僚が、申立人は継続して勤務し業務内容や勤務形態の変更はなかったと供述しており、当該同僚にはいずれも記録が継続していることから、保険料控除が認められる。</li> <li>・事業主の保険料納付義務の履行は、資格喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、行っていないと認められる。</li> </ul>
189	あっせん	一部期間相違(空白期間)	昭24.10.1 ～昭25.10.25	-	-	-	-	-	-	-	-	×	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務期間中に被保険者としての記録がされていない期間があるとの申立てであるが、退職金支給図書及び複数の同僚の供述から申立人の継続勤務が確認でき、また、当時の上司及び申立人と同様見習いとして一緒に入社した同僚が、見習いは皆同じ扱いで給料も同じだった。申立期間における勤務内容の変更等はなかったと供述しており、申立人以外の同僚4名の記録は継続していることから、保険料控除が認められる。</li> <li>・事業主の保険料納付義務の履行は、資格喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、行っていないと認められる。</li> </ul>

(注)1 「関連資料」及び「周辺事情」欄の○×表記は、それぞれ保険料控除・勤務実態又は事業主による保険料納付についての積極的事情、消極的事情を表す。

2 「保険料納付義務」欄の○△×表記は、○→「納付した」、△→「不明」、×→「納付していない」を表す。

厚生年金・あっせん事案の概要(厚生年金特例法) -中央厚年-

事案番号	区分	分類	申立期間	関連資料					周辺事情		保険料納付義務		事案の内訳	判断の理由	
				給与明細・賃金台帳	源泉徴収票	厚生年金基金・健保の記録	雇用保険	資格得通知書	その他	人事記録・在職証明書	その他	事業主回答			委員会判断
103	あっせん	全部記録なし	昭41.9.5 ～昭42.4.1	-	-	-	-	-	-	-	-	×	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同僚の証言及び事業所の従業員や業務内容に関する申立内容から、申立てに係る事業所に勤務したことが認められ、また、同級生で同時期に同じ業務に従事した同僚に記録があることや、申立人や同僚が証言した当時の従業員数と社会保険事務所の記録上の被保険者数がおおむね一致するため、当該事業所のほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられることから、保険料控除が認められる。</li> <li>・事業主の保険料納付義務の履行は、被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらず、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、行っていないと認められる。</li> </ul>	
112	あっせん	全部記録なし	昭48.1.8 ～昭48.5.30	-	-	○	○	-	-	○	-	△	×	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在籍証明書、人事稟議決裁用紙、健康保険被保険者認定期間証明書、健康保険組合被保険者台帳及び雇用保険の記録から、勤務実態が確認できること、また、申立人と同時期に健康保険組合の資格を取得した他の従業員の記録から、事業主は、健康保険組合の被保険者については、厚生年金保険にも必ず加入させていたと考えられること、以上のことから、保険料控除が認められる。</li> <li>・事業主の保険料納付義務の履行は、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難く、また、厚生年金保険被保険者整理番号と資格取得日の関係から、さかのぼって資格取得の届出が行われた記録が多数みられることから、勤務期間が4か月と短く関連会社に出向していた申立人について、資格取得手続きが行われなかった可能性が高いことから、行っていないと認められる。</li> </ul>
116	あっせん	全部記録なし	昭45.1.24 ～昭45.2.23	-	-	-	○	-	-	○	-	○	×	② ③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事記録及び雇用保険の記録から、保険料控除が認められる。</li> <li>・事業主の保険料納付義務の履行は、社会保険事務所の被保険者名簿には申立人の記録が無く、当該名簿は当初からのものと認められることから、申立人の記録が欠落した可能性も無い上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、行っていないと認められる。</li> </ul>
156	あっせん	全部記録なし	昭62.8 ～数か月間	○	-	-	-	-	-	-	・同僚の証言	△	×	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人から提出された、申立てに係る事業所の属する企業グループの給与事務担当者の認印のある昭和62年8月及び同年9月分の給料明細書のうち、同年9月分の給料明細書に厚生年金保険料の控除及び同年8月と同額の基本給が記載されていることから、申立人は、同年8月及び同年9月の保険料控除が認められる。なお、当該事業所における源泉控除は、翌月控除方式を採用していたと認められる。</li> <li>・事業主の保険料納付義務の履行は、同僚の証言等により申立人が同社に勤務していたことが確認でき、また、資格取得届や喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が記録しないとは考え難いことから、行っていないと認められる。</li> </ul>
173	あっせん	全部記録なし	昭42.9.9～ 昭43.11.26	-	-	-	○	-	-	-	・上司及び同僚の証言	△	×	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元上司が、申立人が入社する際、賃金及び社会保険等の雇用について申立人に説明したことから、厚生年金保険に加入していたはずであるとしており、同様に説明をしたとする同僚には、被保険者としての記録が存在すること、また、申立人は、申立期間より前に勤務した事業所において、被保険者としての記録が存在するとともに、申立てに係る事業所を退職した翌月から国民年金に加入し、60歳まで未納期間も無いことから、申立期間において自らが被保険者であると認識していたと考えられることから、保険料控除が認められる。</li> <li>・事業主の保険料納付義務の履行は、被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、社会保険事務所の記録が失われたとは考えられず、また、資格取得届、算定基礎届及び資格喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が記録しないとは考え難いことから、行っていないと認められる。</li> </ul>

(注)1 「関連資料」及び「周辺事情」欄の○×表記は、それぞれ保険料控除・勤務実態又は事業主による保険料納付についての積極的事情、消極的事情を表す。

2 「保険料納付義務」欄の○△×表記は、○→「納付した」、△→「不明」、×→「納付していない」を表す。

**厚生年金・あっせん事案の概要(厚生年金特例法) -中央厚年-**

事案番号	区分	分類	申立期間	関連資料						周辺事情		保険料納付義務		事案の内訳	判断の理由
				給与明細・賃金台帳	源泉徴収票	厚生年金基金・健保の記録	雇用保険	資格得喪確認通知書	その他	人事記録・在職証明書	その他	事業主回答	委員会判断		
174	あっせん	全部記録なし	昭30.9 ～昭32.12末	-	-	-	-	-	-	-	・同僚の証言 ・社会保険事務所職員の証言	-	×	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険審査官等の決定等により、昭和31年3月8日から32年4月25日まで被保険者資格の得喪等が記録されているが、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる期間にはならない。</li> <li>・昭和30年9月12日に資格を取得している同僚の供述から、申立人の同日からの勤務が認められ、社会保険事務所の担当者の社会保険料が控除された給与明細書を見せてもらった旨の供述から、同日からの保険料控除が認められる。</li> <li>・昭和32年4月25日より後の期間は、申立人提出の資料が異なる社名に係る書類であり、同僚や上司で申立期間の最後まで在籍したとしている支店長であった者には、同日以降短期間のうちに資格を喪失していることから、保険料控除が継続していたとまでは認められない。</li> <li>・事業主の保険料納付義務の履行は、被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、社会保険事務所の記録が失われたことは考えられず、資格取得届、算定基礎届及び資格喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が記録しないとは考え難いことから、行っていないと認められる。</li> </ul>
246	あっせん	全部記録なし	昭42.9.1 ～昭45.4.1	-	-	-	-	-	-	-	・複数の同僚の証言	-	×	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和43年8月5日から45年3月31日までの期間については、複数の同僚の証言から、申立てに係る事業所に勤務していたことが認められる。また、同時期に勤務し勤務時間及び業務内容が同一であった同僚には、被保険者としての記録が存在し、申立人及び同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と社会保険庁の記録上の被保険者数がおおむね一致するため、当時、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられ、申立人も当該期間において保険料控除が認められる。</li> <li>・事業主の保険料納付義務の履行については、資格取得届、算定基礎届及び資格喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないことは考え難いことから、行っていないと認められる。</li> <li>・昭和42年9月1日から同年10月1日までの期間及び同年10月5日から43年8月5日までの期間については、厚生年金保険法によりあっせん。</li> </ul>
123	あっせん	標準報酬相違	平12.10.1 ～平15.8.1	○	-	-	-	-	・市民税・府民税特別徴収税額の通知書 ・雇用保険被保険者離職票	-	-	-	×	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与支給明細書、市民税・府民税特別徴収税額の通知書及び雇用保険被保険者離職票から、社会保険事務所記録されている標準報酬月額に基づく保険料を超えた保険料控除が認められる。</li> <li>・事業主の保険料納付義務の履行は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所記録されている標準報酬月額が全期間にわたり一致していないことから、行っていないと認められる。</li> </ul>

(注)1 「関連資料」及び「周辺事情」欄の○×表記は、それぞれ保険料控除・勤務実態又は事業主による保険料納付についての積極的事情、消極的事情を表す。  
 2 「保険料納付義務」欄の○△×表記は、○→「納付した」、△→「不明」、×→「納付していない」を表す。

**厚生年金・あっせん事案の概要(非あっせん) -中央厚年-**

事案番号	区分	分類	申立期間	関連資料						周辺事情			事案の内訳	判断の理由
				給与明細・賃金台帳	源泉徴収票	厚生年金基金保・健保の記録	雇用保険	資格得確認書	その他	人事記録・在職証明書	社労士の被保険者台帳	その他		
68	非あっせん	一部期間相違(取得日)	昭42.6 ～昭54.4.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	③	・商業登録簿及び社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は、昭和54年4月2日に法人設立とされていることから、申立期間において法人であったとは認められず、申立人は、(厚生年金の被保険者となれない)事業主であったことが認められる。 ・申立期間中に作成されたとされる医療機関の外来診療録については、別の診療録により、当該健康保険証の記号及び被保険者番号が申立期間中に払い出されていないことが明らかであり、申立期間中は政府管掌の健康保険の被保険者であったとは認められない。
95	非あっせん	一部期間相違(取得日)	昭41.4.13 ～昭41.9.1	-	-	-	○	-	・失業保険被保険者離職票	-	-	・同僚のほとんどが5か月後に加入	②	・失業保険被保険者離職票から、勤務は認められるが、事業所の届出・納付について、事業主は、入社後5か月後に厚生年金保険に加入し、当該期間は保険料控除をしていなかったとしており、申立人の同僚においても、申立人同様、ほとんどが5か月後に加入している。
67	非あっせん	一部期間相違(空白期間)	昭63.1.1 ～平成8.21	-	-	-	○	-	・貯金通帳	-	-	・健康保険被保険者証	②	・雇用保険の記録及び貯金通帳の給与振込の記録から、勤務は認められる。 ・社会保険事務所の記録から、夫が加入する政府管掌健康保険の被扶養者になっていたことが確認できる。 ・国民年金の記録から、国民年金第3号被保険者となっており、平成元年8月21日の当該被保険者資格の喪失手続の際に提出されたA社に係る健康保険被保険者証の写しから、申立人が同日付けで、A社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが確認できる。 ・貯金通帳の各月の給与振込額について、申立期間とその前年同月を比較検討すると、申立期間がおおむね相当額増加しており、申立期間には厚生年金保険料が給与から控除されずに振り込まれていたことをうかがわせる。
94	非あっせん	全部記録なし	昭和33.2 ～昭和35.5	-	-	-	-	-	-	-	-	・写真	①	・勤務期間や保険料控除についての申立内容は不明確である。 ・申立人と共に住み込みで勤務していた者を含め同時期に勤務したとしている同僚の中に、被保険者記録が無い者が見られることから、事業主は、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。 ・申立期間より前に勤務した者から、「申立人が当該事業所において働き始めた」と聞いたとの証言があるのみである。
97	非あっせん	全部記録なし	昭31.4 ～昭34.3	-	-	-	-	-	-	-	-	・前歴証明書 ・事業所前の写真	①	・前歴証明書、事業所前で撮影された写真及び関係者の証言から、勤務は認められるが、申立人の後任について当時の厚生年金保険の記録が無く、当該写真で確認できる上司・同僚にも記録が無いことから、事業主は当時、一部の従業員の加入手続を行わなかったと認められる。 ・申立期間に政府管掌健康保険証を使用し入院したものの、自己負担は無かったと主張するが、当時は一部負担性であり、主張には矛盾がある。
148	非あっせん	全部記録なし	平1.5 ～平1.6.13	×	-	-	×	-	-	-	-	・国民年金納付	②	・申立人が給与明細であると主張して提出した2枚の資料について、当時の経理担当者は、1枚は採用時に給与や保険料控除の条件を示したものであるとしており、もう1枚は平成元年6月の給与の支給が確認できるものであるとしているが、当該資料には保険料控除の記載がない。 ・雇用保険の加入記録が存在せず、申立人は申立期間中に国民年金に加入し、その保険料を納付している。

(注)「関連資料」及び「周辺事情」欄の○×表記は、それぞれ保険料控除・勤務実態又は事業主による保険料納付についての積極的事情、消極的事情を表す。



**厚生年金・あっせん事案の概要(非あっせん) -中央厚年-**

事案番号	区分	分類	申立期間	関連資料						周辺事情			事案の内訳	判断の理由
				給与明細・賃金台帳	源泉徴収票	厚生年金基金・健保の記録	雇用保険	資格得確認書	その他	人事記録・在職証明書	社労士の被保険者台帳	その他		
85	非あっせん	適用事業所なし	昭52.2 ～昭54.6	-	×	-	-	-	-	-	-	-	②	・源泉徴収票等により、申立てのあった事業所に勤務していたことは認められるが、源泉徴収票に記載された社会保険料の金額は、失業保険の保険料額とほぼ一致することから、失業保険の保険料のみが事業主により控除されていたものと認められる。
105	非あっせん	全部記録なし 適用事業所なし	㉑昭30～34 ㉒昭35 ㉓昭36～37 ㉔昭38～45 ㉕昭46～57 ㉖昭58～現在	-	-	-	㉗○	-	-	-	-	-	① ② ③	・保険料の控除を確認できる関連資料が無い。 ・㉑の期間は、月100円程度は報酬とは考えられないこと、義務教育期間であったことなどから、使用関係があったとは考えられない。 ・㉒及び㉓の期間は、事業所に係る商業登記の記録及び適用事業所の記録が無い。さらに、勤務していた期間の記憶が明確で無く、同僚の名前の記憶も無い。 ・㉔及び㉕の期間は、事業主の証言、雇用保険の記録により、勤務は認められるものの、適用事業所としての手続を行われてなく、事業主も保険料を控除していないと説明している。また、一部期間については国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。 ・㉖の期間は、㉗の期間の事業主から独立しており、申立人自身が適用事業所としての手続を行っていないと述べている。
151	非あっせん	一部期間相違(取得日)(喪失日) 全部記録なし 適用事業所なし	㉑昭28.6 ～昭31.1.10 ㉒昭33.10.25 ～昭35.10 ㉓昭37.8 ～昭37.9 ㉔昭37.10 ～昭38.12	-	-	-	×	-	-	-	-	・勤続5年の感謝状 ・溶接工技倆試験証明書 ・作業日誌	① ②	・㉑及び㉒の期間については、勤続5年の感謝状及び溶接工技倆試験証明書から勤務していたことは推認できるが、他の従業員の記録から、事業主が喪失手続後も厚生年金保険料の控除を続けていたとは考え難い。 ・㉓の期間については、失業保険金受給資格者証から、申立人は、失業保険金を受給していたことが明らかであり、厚生年金保険の被保険者であったとは認められない。 ・㉔の期間については、作業日誌等から勤務していたことは推認できるが、当該事業所が適用事業所であったと認める事情は見当たらず、他に保険料控除を認める関連資料等は無い。

(注)「関連資料」及び「周辺事情」欄の○×表記は、それぞれ保険料控除・勤務実態又は事業主による保険料納付についての積極的事情、消極的事情を表す。